（経過措置）

第二　この告示による改正前のキャリア・コンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）各号のいずれにも該当する者（第三において「旧キャリアコンサルタント」という。）は、平成二十八年九月三十日までの間、この告示による改正後のキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの各号のいずれにも該当する者（第三において「新キャリアコンサルタント」という。）であるとみなす。

第三　旧キャリアコンサルタントが行ったキャリアコンサルティングは、新キャリアコンサルタントが行ったキャリアコンサルティングであるとみなす。

○環境省告示第二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年三月四日

環境大臣　大塚　珠代

一　支笏洞爺国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

月浦運動場　北海道虻田郡洞爺湖町（月浦）

二　十和田八幡平国立公園

公園事業の名称及び種類　路線

田沢湖高原秋田駒ヶ岳線道路（車道）　起点―秋田県仙北市（水上沢上流・国立公園境界）　終点―秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目）

三　上信越高原国立公園

公園事業の名称及び種類　路線、区域及び位置

清水街道線道路（歩道）　起点―群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳集団施設地区）　起点―群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳集団施設地区）　終点―新潟県南魚沼郡湯沢町（蓬峠・歩道合流点）　終点―新潟県南魚沼市（清水峠・歩道合流点）

天神平園地　群馬県利根郡みなかみ町（天神平）

肩の小屋宿舎　群馬県利根郡みなかみ町（肩の小屋）

平標避難小屋　群馬県利根郡みなかみ町（平標）

万座索道運送施設　起点―群馬県吾妻郡嬬恋村（万座集団施設地区）　終点―群馬県吾妻郡嬬恋村（万座集団施設地区）

四　秩父多摩甲斐国立公園

公園事業の名称及び種類　路線

徳和国師ヶ岳線道路（歩道）　起点―山梨県山梨市（徳和・国立公園境界）　終点―山梨県山梨市及び長野県南佐久郡川上村（国師ヶ岳・歩道合流点）

五　富士箱根伊豆国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

本栖湖西岸園地　山梨県南巨摩郡身延町（本栖湖西岸）

六　瀬戸内海国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

洞川谷野営場　兵庫県神戸市（洞川谷）

七　大山隠岐国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

高平山園地　島根県隠岐郡知夫村（高平山）

八　阿蘇くじゅう国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

狩尾園地　熊本県阿蘇市（狩尾）

○環境省告示第二十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年三月四日

環境大臣　大塚　珠代

一　十和田八幡平国立公園

公園事業の名称及び種類　路線、区域及び位置　公示

後生掛又口小屋線道路（歩道）　起点―秋田県鹿角郡八幡平村（後生掛）　昭和三十七年四月厚生省告示第百三号

終点―秋田県仙北郡田沢湖町（又口小屋）

後生掛舟遊場　秋田県鹿角市（後生掛集団施設地区）　平成十三年八月環境省告示第五十一号

田沢湖高原スキー場　秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原集団施設地区）　平成十三年八月環境省告示第五十一号

田沢湖高原索道運送施設　起点―秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原集団施設地区）　終点―秋田県仙北郡田沢湖町（田沢湖高原集団施設地区）

後生掛公衆便所　秋田県鹿角市（後生掛集団施設地区）　平成十三年八月環境省告示第五十一号

二　上信越高原国立公園

公園事業の名称及び種類　区域　公示

法師温泉園地　群馬県利根郡新治村（法師温泉）　昭和三十五年五月厚生省告示第百三十六号

天神尾根宿舎　群馬県利根郡水上町谷川岳（天神尾根）　昭和三十五年九月厚生省告示第二百七十七号

谷川岳肩休憩所　群馬県利根郡水上町（谷川岳肩）　昭和三十七年七月厚生省告示第二百四十六号

法師温泉給油施設　群馬県利根郡新治村（法師温泉）　昭和三十五年五月厚生省告示第百三十六号

三国峠自動車運輸施設　群馬県利根郡新治村（三国峠）　昭和三十五年五月厚生省告示第百三十六号

○環境省告示第二十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年三月四日

環境大臣　大塚　珠代

一　十和田八幡平国立公園

蒸ノ湯温泉道路（車道）　事業（昭和三十三年十一月厚生省告示第三百三十三号により公示）、後生掛八幡平線道路（車道）　事業（昭和四十年八月厚生省告示第四百十七号、昭和四十一年三月厚生省告示第百二十五号及び昭和四十三年三月厚生省告示第六十八号により公示）及び後生掛線道路（車道）　事業（平成十三年八月環境省告示第五十一号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　路線

八幡平線道路（車道）　起点―秋田県鹿角市（治助崎山・国立公園境界）　終点―岩手県八幡平市（茶臼岳登山口下・国立公園境界）　終点―岩手県八幡平市（藤七温泉南・国立公園境界）　起点―岩手県八幡平市（松川温泉・国立公園境界）　終点―岩手県八幡平市（松川温泉・国立公園境界）